

徳島県選挙管理委員会告示第八十五号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和三年十月十九日から適用する。

令和三年十月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表87の項中「医療法人凌雲会 稲次整形外科病院」を「社会医療法人凌雲会 稲次病院」に改める。

二の表44の項中「吉野川市養護老人ホーム 芳越荘」を「養護老人ホーム 芳越荘」に改める。